

【重要】IP 規約の改定

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より弊社水素製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。
2023年6月1日施行の特定商取引法の改正に伴いまして、概要書面（発行日：2023.1.1）、契約書面（発行日2023.1.1）に記載している、IP規約について、2023年8月15日より以下の通り改定いたします。
お気付き・ご不明な点等がございましたら、弊社カスタマーサービスまでお問い合わせください。
これからも、末永く弊社製品をご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

第3-2章 概要書面の電子ファイル提供

第3条の2（電子ファイル提供とこれに対する承諾）

(1)弊社に対し、書面交付に代えて、次の各号に定める方法による電子ファイル提供をもって、概要書面の交付を受けると承諾することができます。この場合、概要書面の電子ファイル提供を受けることができます。

①概要書面の pdf ファイルを電子メールに添付し、ご指定の電子メールアドレス宛に送信する方法

②弊社指定のウェブサイト (<https://acche.co.jp/wp-content/uploads/2023/06/document.pdf>) にアクセスし、概要書面の pdf ファイルをダウンロードする方法

(2)前項の承諾をする前に、弊社から、次の各号に定める全てについて説明を受けるものとします。

①本項に基づく説明と、第(3)項に基づく確認を受けた後に、前項の承諾をしなければ、概要書面は、電子ファイル提供ではなく、書面交付されること。

②電子ファイル提供される概要書面には、書面交付される概要書面と同一の事項が記載されており、重要であること。

③概要書面の電子ファイル提供は、それを読むために必要なコンピュータ端末（パソコン、スマートフォン、その他の電子端末を含みますが、これらに限られません。以下「受領電子端末」とします。）を日常的に使用し、しかもこれを自分で操作することができる方に限り、受けられること。

(3)前項の説明を受けた後、弊社から、次の各号に定める全てについて、弊社指定のウェブサイト (<https://acche.co.jp/wp-content/uploads/2023/06/document.pdf>) にアクセスし、オンライン上で確認を受けるものとします。

①電子メールの送受信、その他電子ファイル提供される概要書面を読むために必要な受領電子端末の操作を自分ででき、しかもそうした電子メールアドレスと受領電子端末を日常的に使用していること。

②受領電子端末にはITセキュリティが確保されていること。

③IP以外の第三者を指定し電子メールの送信を希望する意思の有無。希望する場合には、その第三者の電子メールアドレス（以下「第三者アドレス」とします。）

(4)概要書面の電子ファイル提供を受けることに対する承諾は、次のいずれかの電子的方法によるものとします（以下「電子承諾」とします。）

①弊社指定のフォーマット及び方式による電子メールを送信して承諾する方法

②弊社指定のウェブサイト (<https://acche.co.jp/wp-content/uploads/2023/06/document.pdf>) にアクセスし、オンラインで承諾する方法

(5)電子承諾には、氏名と、弊社から受けた第(2)項の説明内容を理解したことを併記頂くものとします。

(6)電子承諾を頂いた場合、弊社から、電子承諾頂いたことの証明文書を所定のインターネットウェブサイトからダウンロードして頂く方法によって交付します。当該インターネットウェブサイトのURLは、別途弊社からの電子メールの送信をもってお知らせします（以下「証明文書送信」とします。）

(7)電子承諾が行われた後も、電子ファイル提供を受けない旨お申出頂くこともできます。この場合には、概要書面の電子ファイル提供は中止され、書面交付されることとなります。ただし、再び電子承諾することで、概要書面の電子ファイル提供を受けることはできます。

第3条の3（電子ファイル提供時）

(1)概要書面の電子ファイル提供は、受領電子端末に記録された時に到達したものとします。これによって概要書面の交付を受けたこととなります。ただし、証明文書の交付を受ける前に、概要書面の電子ファイル提供が受領電子端末に記録された場合、証明文書の交付を受けた時に概要書面の交付を受けたものとします。

(2)前項の場合、弊社は、お電話又はメールによって、概要書面の電子ファイルが、受領電子端末に記録されたかどうか、また電子ファイルを読むことができる状態にあるかを確認させて頂くものとします。

(3)第三者アドレスを指定された場合、第(1)項に基づく概要書面の交付と同時に、弊社から、第三者アドレス宛に、所定のインターネットウェブサイトからダウンロードして頂く方法によって交付します。

第3条の4（規定文言の読み替え）

第3条及び第4条以下において、「概要書面」とあるのは「書面又は電子ファイルによる概要書面」と、「紹介者より概要書面を受領し」とあるのは「紹介者より又は電子ファイル提供をもって概要書面を受領し」と、「『概要書面』の交付」とあるのは「『概要書面』の書面交付又は電子ファイル提供」と、「『概要書面』を渡さなければ」とあるのは、「『概要書面』を書面交付又は電子ファイル提供しなければ」と読み替えるものとする。